

長野県告示第346号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡北御牧村大字羽毛山字外山102の20
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
明科町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
明科都市計画下水道事業 明科町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年3月2日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

下水道課

**公告**

平成16年度長野県看護大学編入学生を次のとおり募集します。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 募集人員
募集人員は、次のとおりとする。

看護学部看護学科	3年次編入学	10人
----------	--------	-----

- 2 試験による選考

- (1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成16年3月31日までに

該当する見込みの者を含む。）

ア 短期大学（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第21条第1号の学校に限る。）を卒業した者

イ 専修学校（保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養成所に限る。）の専門課程を修了した者

(2) 出願手続

ア 提出書類

（ア）入学願書（本学所定の用紙による。）

（イ）写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはること。）

（ウ）連絡用あて名シール（本学所定の用紙による。）

（エ）学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書

（オ）健康診断書（本学所定の用紙を使用し、出願前3月以内に受診したもの。）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成15年8月以降の振り出しに限る。）は何も記入しないで、アの書類とともに提出すること。

ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参すること。

エ 入学願書受付期間

平成15年8月25日（月）から8月29日（金）までとする。
なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とする。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

（ア）入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

（イ）受験票（アの（イ）の写真カードにはった写真と同じものをはること。）は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績並びに健康診断書の結果を総合して行う。

学力試験は、看護に関する専門科目及び英語とする。

(4) 入学者選考試験の実施期日、試験内容及び場所

試験期日	時 間	教科等	出題科目	場 所
9月13日 (土)	10：00～ 12：00	専攻科目	基礎看護学、 在宅看護論、 成人看護学、 老年看護学、 小児看護学、 母性看護学、 精神看護学	長野県 看護大学
	13：00～ 14：00		英語（高校卒業程度の能力を問う問題）	
	14：30～ 16：30 (予定)		面 接	

(5) 合格者の発表

ア 日 時

平成15年9月19日（金）午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課（電話 0265-81-5100）に行うこと。

医務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

ドラフトチャンバー 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成15年10月1日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

長野市大字安茂里字米村1978

長野県衛生公害研究所 食品衛生部

(5) 入札方法

1月当たりの価格について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付されている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部食品環境水道課

電話 026 (235) 7155

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成15年7月8日 午前10時30分

(2) 場所 長野市大字安茂里字米村1978

長野県衛生公害研究所

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月15日 午前10時

イ 場所 長野県庁本館 2階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年7月14日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号380-8570

長野県衛生部食品環境水道課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合を除きます。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合を除きます。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書の他、入札説明書に定める書類を開札日の2日前までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間ににおいて、必要な説明書等の内容に関する照会があったときは説明してください。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

食品環境水道課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いいだ起業応援ネット イデア

3 代表者の氏名

赤羽 栄一

4 主たる事務所の所在地

飯田市知久町一丁目9番地

5 定款に記載された目的

この法人は、飯田下伊那地域において、起業、企業革新、地域連携、市民力活用等の経済活動を通じ、人づくり、まちづくり、地域づくりの推進を図り、地域社会の活性化及び公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉 澤 良 一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉 澤 良 一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉 澤 良 一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉 澤 良 一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月2日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラットウ望月店
北佐久郡望月町大字協和字下田119-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アート建築設計室
北佐久郡望月町大字望月15-3
(有)大田薬品
北佐久郡望月町大字望月172
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一
(有)大田薬品	代表取締役 大田正美
(有)プランニングエイト	代表取締役 田中千玄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
(有)大田薬品	代表取締役 大田正美
(有)プランニングエイト	代表取締役 田中千玄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月2日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
シルクシティおかや
岡谷市天竜町1-3584ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
諏訪倉庫(株)
岡谷市郷田1-3-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一
(有)ヌーベル梅林堂	代表取締役 中村文明
吉村大祐	-
武井雅子	-

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
(有)ヌーベル梅林堂	代表取締役 中村文明
吉村大祐	-
武井雅子	-

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 岡谷北店
岡谷市赤羽3-7658-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 諏訪城南店
諏訪市上川2-2061ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 諏訪湖南店
諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 伊那竜東店
伊那市伊那部下新田2709ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

- 4 変更した年月日
平成15年5月21日
- 5 届出年月日
平成15年6月12日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年7月3日から平成15年11月4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 駒ヶ根店
駒ヶ根市赤穂14637-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 かなえ店

飯田市鼎下山550ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一
(有)カイエー	代表取締役 市瀬 英明

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄
(有)カイエー	代表取締役 市瀬 英明

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中 康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一
坂田 昭子	—

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本ショッピングセンター

松本市元町1-29-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)高原社

松本市元町1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役 下島憲秋
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役 下島憲秋
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 笹部店

松本市笹部1-606-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年6月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 南長野店

長野市稲里町中央4-8-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 三本柳店

長野市三本柳東2-8

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)高木酒店

長野市大字稻葉2777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)高木酒店

長野市大字稻葉2777-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)高木酒店	代表取締役 高木弘昭
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)高木酒店	代表取締役 高木弘昭
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 壇田店

長野市壇田地区画整理地内41-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 更埴粟佐店

更埴市粟佐1201ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 増築生店・ドラッグてらしま増築店

更埴市寂蔵522-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

寺島薬局(株)

茨城県つくば市天久保2-17-5

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一
寺島薬局(株)	代表取締役 田口 武

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田口 武

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一
寺島薬局(株)	代表取締役 田口 武

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄
寺島薬局(株)	代表取締役 田口 武

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上山田店

更級郡上山田町大字上山田字神戸880-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 吉澤 良一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

4 変更した年月日

平成15年5月21日

5 届出年月日

平成15年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 南長野店

長野市稲里町中央4-8-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
①-1		午前8時から 午後10時30分まで
①-2	午前8時から 午後9時30分まで	
①-3		午前8時から 午後9時まで

4 変更する年月日

平成15年7月1日

5 届出年月日

平成15年6月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 諏訪城南店

諏訪市上川2-2061ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		
藤森哲二	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		
藤森哲二	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1		
①-2		
①-3		
①-4	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで

4 変更する年月日

平成15年7月1日

5 届出年月日

平成15年6月19日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月3日から平成15年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1		午前8時30分から 午後10時30分まで
2		午前8時30分から 午後9時30分まで
3		午前8時30分から 午後9時まで
4		午前8時30分から 午後10時30分まで
5		午前8時30分から 午後10時まで

4 变更年月日 平成15年7月1日	8 意見書の様式 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
5 届出年月日 平成15年6月18日	9 意見書の提出先 長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
6 届出書及び添付書類の縦覧の場所 長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課	
7 縦覧の期間 平成15年7月3日から平成15年11月4日まで	
	産業振興課

公告

平成16年度長野県農業大学校農学部学生を次のとおり募集します。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員及び修業年限

学科等		修業年限	募集人員
総合農学科	作物コース	2年	合計 60人
	畜産コース		
	野菜コース		
	花きコース		
	果樹コース		
	農村生活コース		
専門技術科	作物コース	2年	若干人
	園芸コース		
	畜産コース		
実科・研究科	果樹実科・研究科	各1年	実科 合計 50人
	野菜花き実科・研究科		研究科 合計 50人
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 一般入学試験

(1) 受験資格

ア 総合農学科

次のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (イ) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- (ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 専門技術科

次のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (ア) 学校教育法による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (イ) 都道府県立農業講習所(学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。)又は都道府県立農業者研修教育施設(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限ります。)の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (ウ) (ア)又は(イ)と同等以上の学力があると認められる者

ウ 実科

次のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (ア) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 (イ) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
 (ウ) 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 (エ) 18歳以上であって、(ア)、(イ)又は(ウ)と同等以上の学力があると認められる者

エ 研究科

次のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (ア) 長野県農業大学校の実科を卒業した者
 (イ) 学校教育法による短期大学を卒業した者
 (ウ) (ア)又は(イ)と同等以上の学力があると認められる者

(2) 入学志願の手続き

ア 提出書類

- (ア) 入学願書(長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。)
 (イ) 調査書(最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあっては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。)
 (ウ) 健康診断書(農業大学校所定の用紙により、出願前3月以内に医師が診断したもの)
 (エ) (1)のアの(ウ)又は(1)のウの(エ)に該当する者にあっては、その事実を証する書類
 (オ) 写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。)
 (カ) 受験票(表にあて先を明記し、50円切手をはってください。)

イ 受付期間

平成15年12月25日(木)から平成16年1月16日(金)まで

(郵送による場合は、平成16年1月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

ウ 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書にはり、消印しないでください。)納付してください。

エ 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提 出 先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話 (026) 278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話 (026) 246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話 (026) 278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話 (0263) 52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

(3) 入学試験の実施

試験は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施します。

ア 期日及び場所

- (ア) 期 日 平成16年1月29日(木)
 (イ) 場 所 (2)のエの入学願書等の提出先

イ 筆記試験の内容

(ア) 総合農学科及び実科

	総合農学科		実学科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語I (古文・漢文を除く。) 数学I	国語(60分) 小論文(60分)	国語I (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	公民(60分) 化学IB(60分) 生物IB(60分) 農業(60分) から1科目	現代社会 (注)	数学(60分) 公民(60分) 化学IB(60分) 生物IB(60分) 農業(60分) から1科目	数学I 現代社会 (注)

(注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理（作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工）及び各種家畜の飼養管理（家畜の種類、飼育、経営及び流通加工）とします。

(イ) 専門技術科

科目	出題形式	内容
一般教養 (90分)	多肢選択	一般知識 文章理解 判断推理 資料解釈
専門 (90分)	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 土壤肥料科学総論 病害虫総論 畜产学総論 農業経営・農業経済学

(ウ) 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(4) 合格者の発表

平成16年2月6日(金)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

3 推薦入学試験

最終学校における成績が特に優秀であって、当該校長から推薦された者については、次により推薦入学試験を実施します。

(1) 入学願書の受付期間

平成15年10月15日(水)から10月31日(金)まで

(郵送による場合は、平成15年10月31日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(2) 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

(3) 受験料

2の(2)のウのとおり

(4) 入学願書の提出先

2の(2)のエのとおり

(5) 書類審査及び結果通知

提出された書類を審査し、審査の結果を平成15年11月12日(水)までに本人に通知します。

(6) 試験の内容

書類審査合格者については筆記試験を免除し、人物考査(小論文「60分、1,200字以内」を含みます。)及び身体検査を、次により行います。

ア 期日 平成15年11月20日(木)

イ 場所 (4)の入学願書等の提出先

(7) 合格者の発表

平成15年11月28日（金）に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

(8) その他

推薦入学試験に合格しなかった者で、長野県農業大学校に入学を希望する者は、2の一般入学試験の手続きにより受験することができます。

なお、提出書類のうち、健康診断書の提出は省略できます。

4 その他

入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。

農業技術課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年6月10日	疑似患畜	1	南佐久郡南牧村

畜産課

退任

氏名	住所
堀内昭平	上田市大字本郷1038番地3
関幹雄	上田市大字古安曾996番地

監事

新任	氏名	住所
	中村圓	上田市大字舞田252番地
退任	氏名	住所
	竹下道徳	上田市大字山田288番地2

土地改良課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年6月18日	患畜	1	南佐久郡南牧村

畜産課

公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告します。

平成15年7月3日

長野県知事 田中康夫

宅地建物取引業者

1 名 称	有限会社コスモ開発
2 代表者氏名	藤本美徳
3 事務所所在地	長野市大字上ヶ屋2471-753
4 免許番号	長野県知事(3)3958号
5 免許年月日	平成10年9月30日

建築管理課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成15年7月3日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

理事

新任	氏名	住所
	竹下道徳	上田市大字山田288番地2
	早川進太郎	上田市大字古安曾2147番地

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成15年7月3日

長野県公営企業管理者	古林弘充	
名 称	所 在 地	廃止年月日
丸一工業株式会社	長野市大字村山60番地1	平成15年5月31日

水道課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年7月3日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社アスター	更埴市大字八幡2349番地1	平成15年6月26日
有限会社青柳設備	更埴市大字土口459番地1	平成15年6月26日
株式会社三ツ和建設	長野市松代町西条3764番地3	平成15年6月26日
有限会社マルイチ総合設備	長野市大字村山60番地1	平成15年6月26日
A P 工業	小県郡丸子町大字塙川2714	平成15年6月26日

水道課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月3日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成15年度後期 水道料金徴収業務等委託業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成15年10月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県企業局上田水道管理事務所及び川中島水道管理事務所管内

(5) 最低制限価格

設定有り

(6) 入札方法

価格の総額について行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）

第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務等に関し、業務を迅速に行う体制が整備されている者で、当該業務委託の内容を確実に履行できると確認された者であること。

3 競争入札参加資格の確認手続

- (1) 本競争入札の参加希望者は、平成15年7月14日（月）午前10時までに長野県企業局水道課に連絡の上、7月15日（火）から17日（木）までの間において実施する競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、所定の期間内に競争入札資格の確認を受けなかった者及び確認手続の結果、業務が確実に履行できないと判断された者は、本競争入札に参加できない。

(2) 資料の提出

競争入札参加資格の確認を受ける際は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ア 委託業務を実施するための職員体制及び職員の業務分担を明らかにした書類
- イ 検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開栓及び閉栓業務並びに宿日直業務並びに接遇についてのマニュアル（書式任意）

(3) その他

- ア 確認のために必要な資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

- イ 提出された資料は、提出した者に無断で競争入札参加資格の確認以外の目的に使用しない。

- ウ 提出された資料の訂正及び差し替えはできない。

(4) 確認結果の通知

平成15年7月17日（木）までに書面により通知する。

(5) 入札参加資格がないものとされた者に対する理由の説明

- ア (4)の通知により入札参加資格がないものとされた者は、その理由についての説明を求めることができる。

- イ アの説明を求めようとする者は、平成15年7月24日（木）までに、書面（書式任意）を長野県企業局水道課に持参して提出すること。

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに競争入札参加資格の確認手続についての問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道課

電話 026 (235) 7381

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年7月31日(木) 午前10時30分

イ 場 所 長野県長野保健所302号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けない。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者の中最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

水道課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月3日

長野県教育委員会教育長 濑 良 和 征

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県立高等学校入学者選抜統計システム改修業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成15年10月31日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店を有する者であること。

(5) 過去に同種の業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局 高校教育課

電話 026（235）7428

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成15年7月17日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県教育委員会事務局 高校教育課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月18日 午後3時

イ 場所 長野県庁議会棟501号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

高校教育課

公告

平成15年度の長野県警察官採用試験(B)を次のとおり行います。

平成15年7月3日

長野県人事委員会委員長 湯本清

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験 (B)	男性	30人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	5人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

試験区分	年齢等
男性	昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男子。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者(これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。)を除く。
女性	昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女子。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者(これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。)を除く。

(2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	160点(正答率4割)。ただし、平均点が160点に満たない試験区分にあっては、平均点。
合計	400点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日時

平成15年9月21日(日) 午前8時30分

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。ただし、長野市の試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁講堂(長野市南長野幅下692-2) 長野県社会福祉総合センター(長野市若里1570-1)
塩尻市	中南信運転免許センター(塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116)

エ 第1次試験合格者の発表

平成15年10月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>
<http://www.avis.ne.jp/~police/>

(2) 第2次試験

ア 方 法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合 格 基 準
作文試験	850点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験	50点	22点。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。
性格検査	50点	
体力検査	50点	
合計	900点	

ウ 日時及び場所

平成15年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

試験区分	身 体 的 条 件
男 性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。
女 性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成15年11月下旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>
<http://www.avis.ne.jp/~police/>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として平成16年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は次のとおり（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額

率5%)後の額)です。

学歴	初任給
短期大学卒業者	177,460円
高等学校卒業者	162,640円

なお、経験のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官(B)請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課(〒380-8510:長野県警察本部専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

ウ インターネットホームページ(<http://www.avis.ne.jp/~police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり)、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成15年7月28日(月)から8月18日(月)までです。

なお、郵送による申込みは、8月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	試験区分男性の受験者のうち長野県を志望した者及び試験区分女性の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。ただし、

第1次試験不合格者のうち、長野県以外の都県を併せて志望した者は、当該都県の最終合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0110 内線2632)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4235)に問い合わせてください。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局